

条件付きの認定者については認定日以降に 確認書類の提出が必要になります

扶養認定の申請内容により、一定の条件を付して認定する場合があります。この場合、組合員被扶養者証の送付と併せて対象者あてに「被扶養者認定に係る条件付き認定のお知らせ」をご案内しておりますので、内容をご確認のうえ、次のとおり扶養認定後に確認書類の提出をお願いします。



① 雇用保険法の失業給付申請者の方

失業給付の申請中であつた方が給付金の受給開始となつた場合は、雇用保険受給資格者証(両面)の写しの提出をお願いいたします。

なお、給付日額が基準額を超えた場合は、被扶養者の資格を取消します。

② パート・アルバイト等の給与収入のある方

扶養認定後も引き続き給与収入が月額基準額を超えていないことを確認するため、認定日以降3カ月分の給与明細の提出をお願いいたします。

なお、認定時より3カ月以内の収入に、月額基準額を超えている月がある場合は、認定時に遡り、被扶養者の資格を取消します。

③ 別居により「条件付き認定」とした方

認定日以降3カ月分の仕送り証明等、本組合が求めた書類の提出をお願いいたします。

なお、継続的な仕送りの確認がとれない場合は、最後に送金をした日に遡り、被扶養者の資格を取消します。

④ 上記以外の理由により条件付き認定となつた方

認定時の条件を満たさなくなつた場合は、扶養取消の手続きを行うことになります。